

郷土の古文書

「その13 離別状之事」

解説

この離別状は名倉村（現神奈川県藤野町名倉）の所左衛門へ嫁いだ伊奈村の「なみ」という女性が、嫁ぎ先の意に叶わないので離婚するというので、夫から差出された証文です。この証文は一般的に離縁状、或いは三行半^{みくだりはん}（三行半で書くことから言われた）などといわれています。

江戸時代の離婚は、武家社会では婚姻の時と同様に双方の実家から主君へ届け出ることにより成立したのです。

一方、町民・農民は嫁入り婿入りを問わず、三行半（みくだり半）という離縁状を夫が妻に渡すことによって成立しました。

離縁状は夫の方からの一方的なもので妻から出すことはできませんでしたが、実態は妻の希望や飛び出しであったりすることもあり、多くは双方熟談の上の協議離婚であったようです。

夫の離縁状交付は権利というより、義務であり、夫側では交付の証拠がないと、再婚の時先妻から異議を唱えられることもあるので離縁状を渡した妻から「返り一札」という受取書を取った夫もいました。

また、不埒^{ふらち}な夫に対する妻からの離婚願を夫の懇願で結婚を継続させる場合、妻の側から再び不埒な事が生じた場合を想定して、あらかじめ離縁状を差し出させる「先渡し離縁状」を受け取って置くこともありました。

近世社会では、この証文がないと夫婦ともに再婚することができず、もし離縁状なくして再婚すると刑罰がくだされました。

離別情事

一方以情種為度世之資
弟時在念心所世為念心所我口常懷
保任之我口為念一切中念
念念念念念念念念念念

無事六世本

三十一

念念念

念念念

福壽
念念念

解読文

離別状之事

一 其方儀以媒ヲ我等女房ニ貰受候処 此
度

不叶存意候ニ付暇差遣シ申候 然ル上
者何方へ

縁附候共我等方ニおゐて一切申分無御

座候 為念一札差出申処如件

嘉永^(一八五三)六丑年

名倉村^(なぐらむら)

正月

所左衛門^印

稻奈村^印

なみ殿

口語文

一 其方(なみ)なかだち人をもって、私の
女房に貰い受けたのですが、このたび私
の思った通りにいろいろな事が成り行
かないのでひまを出しました。そうした
からには、そなたがこの先何処の誰と結
婚しようとも、私の方から一切何も言い
ません。

念のため、この証文を差し出しておきま
す。

嘉永六丑年

名倉村

正月

所左衛門^印

稻奈村^印

なみ殿

読み下し文

一 その方儀媒^{なみだち}をもって 我等女房にもら
い受け候処このたび存意かなわず候に
つき いとま差しつかわし申し候 し
かる上は いずかたへ 縁附^{えんづき}候共我等
方において 一切申し分御座なく候念
のため一札差し出し申す処くだんのこ
とし